

帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人について、平成30年4月から同年6月までに浪江町内において実施された行政区の会合等に参加するための交通費・宿泊費が賠償されたほか、高額家財の財物賠償がされた事例。

1596

（全部）和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	細目	金額	期間
高額家財	テレビ	238,110 円	
	婚礼家具（和箆筒、洋服箆筒及び整理箆筒）	200,000 円	
	雛壇飾り	150,000 円	
	神棚	180,000 円	
	氏神（祠）	400,000 円	
交通費増加費用		44,836 円	平成30年4月8日～ 平成30年6月10日

宿泊費用		16,000 円	平成 30 年 5 月 28 日～ 平成 30 年 5 月 29 日 平成 30 年 6 月 9 日～ 平成 30 年 6 月 10 日
合計額		1,228,946 円	

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、122万8946円の支払い義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年9月30日

(仲介委員 市川 太)